

被災地におけるDV被害者等サポート事業実施要領

1 目的

東日本大震災後、県内におけるDV被害等による相談件数は増加傾向にあり、生活環境の変化等による女性、高齢者及び障害者等へのDV被害の深刻化が懸念されている。

そのため、DV被害の防止と被害者等への支援の充実を図ることを目的として、各被災地域で支援者等に対する講座、DV被害者や被災者等を対象としたグループワーク及び相談を実施し、DV被害者や被災者等の生活の復興に資する。

2 主催 宮城県

3 共催 市町村

4 運営 NPO法人ハーティ仙台

5 日時・場所 別紙日程表のとおり

6 内容

(1) 被災地におけるDV予防啓発講座

- ・対象は、県民（DV被害者・被災者含む）、被災者支援従事者、相談員、民生委員児童委員、人権擁護委員、教育関係者、警察、行政職員（担当者・保健師等）等とする。
- ・講座内容は、別紙日程表のとおりとする。

(2) こころのケア講座

- ・DVやいじめ、セクハラ、パワハラ、虐待等で傷ついた経験を持つ方へ向けた回復のためのこころのケア講座を実施する。
- ・こころのケア講座について、参加者がいない場合は、実施地域と運営団体との協議の上、相談員等との勉強会や事例検討会、質疑応答、支援者（DV被害者支援担当者や相談員）へのケア等を行うこととする。

(3) パープル・タイム及び女性の個別相談

- ・DVなど女性に対する暴力や離婚について悩む女性やシングルマザーの語り合いの場及び癒しの手工芸（以下「パープル・タイム」という。）を実施する。
- ・希望に応じて個別相談も可能とする。
- ・パープル・タイム及び女性の個別相談について、参加者がいない場合は、実施地域と運営団体との協議の上、相談員等との勉強会や事例検討会、質疑応答、支援者（DV被害者支援担当者や相談員）へのケア等を行うこととする。

(4) 面接相談（予約制、当日受付可）

- ・女性のための面接相談を実施する。
（DVや離婚、虐待、パワハラ、セクハラ他、人間関係の悩みなど）
- ・月の相談回数を3回（平成27年5月から平成28年3月まで）とする。
- ・相談日は、毎月第1月曜日、第2月曜日、第3月曜日とする。ただし、これらの日が祝日に

当たるときは、その日ではなく第4月曜日に実施する。

- ・相談時間は、午前10時30分から午後4時までとする。
- ・相談場所は、宮城県大河原合同庁舎（仙南保健所棟1階）とする。

7 受付方法

(1) 被災地におけるDV予防啓発講座及び託児の申込締切は、原則6日前とする。

なお、当該講座については、締切後の申込や当日参加も可能とする。

(2) こころのケア講座、パープル・タイム及び女性の個別相談は、予約不要とする。

ただし、託児の希望がある場合は、6日前までに下記へ申込する必要があること。

石巻合同庁舎が会場の場合・・・ 東部保健福祉事務所 母子・障害班 (TEL 0225-95-1431)

大河原合同庁舎が会場の場合・・・仙南保健福祉事務所 母子・障害班 (TEL 0224-53-3132)

登米市南方庁舎が会場の場合・・・登米市子育て支援課 (TEL 0220-58-5562)

(3) 講座の申込用紙については、別紙様式のとおりとする。

(4) 申込先は、別紙日程表に記載のとおりとする。(地域ごとに異なる)

8 託児について

(1) 託児費用は無料とする。ただし、おやつ代や保険代が必要な場合は、参加者の自己負担とする。

(2) 託児申込先は、講座申込先と同様とする。

別紙様式

【あて先】 あて FAX TEL E-mail	【発信】 平成 年 月 日 発信者
--	--------------------------------

被災地におけるDV被害者等サポート講座申込書

所 属	職 名	氏 名	申込希望日

【連絡先】

所 属 _____

担当者職氏名 _____

電 話 _____